

徳島県教育委員会規則第五号

徳島県立学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

徳島県教育委員会教育長

榎

浩

一

徳島県立学校規則の一部を改正する規則

徳島県立学校規則（昭和三十三年徳島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二第三項中「起算して六年以内で委員会が定める」を「個人番号カードの有効期間が満了する」に改める。

別表第一徳島県立城西高等学校神山校の項中

業	農
生活科	
造園土木科	
地域創生類	
環境デザインコース	
	食農プロデュースコース

を

業	農

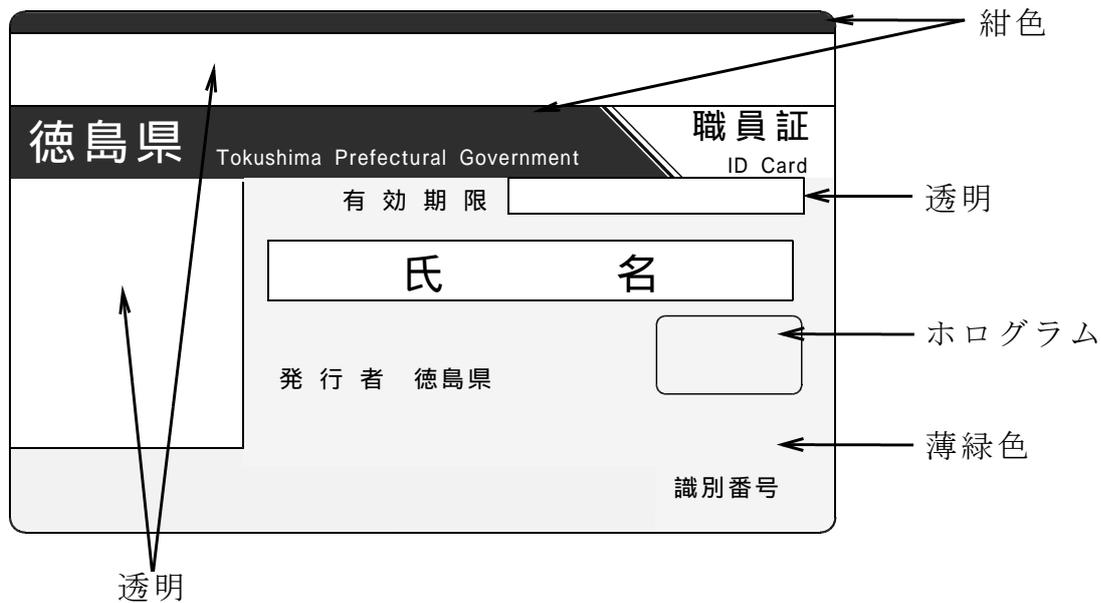
地域創生類
環境デザイン
コース
食農プロデュ
ースコース

に改める。

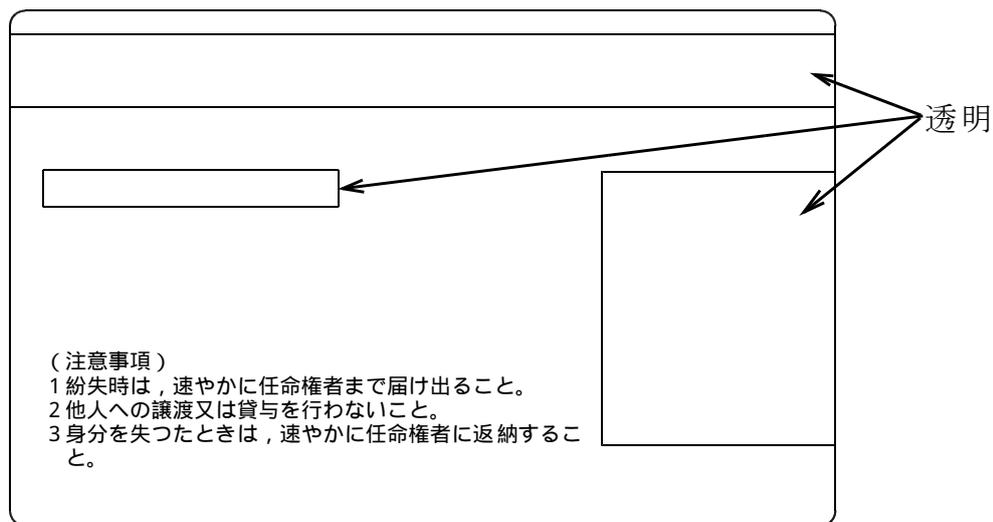
様式第一号中備考以外の部分を次のように改める。

様式第1号（第16条の2関係）

（表）



（裏）



附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。